


(事例5)毎日24時間介護が必要な重度知的障害者Aさん

時間	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
0							
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7	家事	家事	家事	家事	家事	家事	家事
8	4	4	4	4	4	4	4
9	H	H	H	H	H	H	H
10							
11		デイ	デイ	デイ		（移動 余暇 活動 8H）	（移動 余暇 活動 8H）
12	移動3H (通院)	サー	サー	サー	身体2H		
13		ビス	ビス	ビス	家事4H		
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20	身体3H	身体3H	身体3H	身体3H	身体3H	身体3H	身体3H
21							
22							
23	家事3H	家事3H	家事3H	家事3H	家事3H	家事3H	家事3H
24							

 は団体の負担により介護者がついている時間帯

支援費 決定量	
介護受給時間数 月最大)	(一ヶ 身体103 家事237 移動95)
デイサービス	区分1 最大月14回

日常生活の生活費(収入)の内訳 (円)		
収入	障害基礎年金	83,025円
	福祉手当(都)	15,500円
	特別障害者手当	26,780円
	合計	125,305円

金銭管理、健康管理等はコーディネーターが中心となり  
介護者が協力しながら行っている

## 5. グループホームについて

グループホームは集団生活になじめるという一定の社会適応力を前提としています。そのため、支援費の設定で区分1の場合でも、常時介護（見守り）の必要な人をケアするに足るスタッフを確保できる支援費の設定になっていません。

施設から地域への移行をすすめる上でグループホームの果たす役割は極めて大きいと考えますが、常時介護の必要な人たちをきちんと受け止められる体制作り（人員配置およびその経済的裏づけ）をしないと、常時介護の必要な人はいつまでも入所施設からでられないということになってしまいます。グループホームの支援費区分を3段階とし、常時介護が必要な人に対する支援体制を手厚くする必要があると考えます。また、土曜日、日曜日の日中などはホームヘルプサービス（主に移動介護）を利用しての1対1介護も必要です。

## 6. 日中活動（デイサービス、作業所、就労等）

日中活動の場所がまだまだ不足している現状で、さらに上記のような常時介護の必要な人は入所や利用を断られる現実が多くあります。グループホームで受け入れられる体制が必要なと同様に日中活動の場でも同じく受け入れることのできる体制が必要です。入所施設から地域生活への移行を進める上では、生活の場と日中活動の場と両面で常時介護を必要とする人への支援体制を組むことが重要な課題となります。そのためにも、支援費制度でのデイサービスの指定基準を緩和し、小規模な形でもデイサービスが実施できる体制が望まれます。

## 7. 住まい～公営住宅への単身入居を

地域で障害者が暮らそうとしても、不動産屋や大家の理解が不十分なため借りられるアパートやマンションがとても少ない現実があります。また、年金、手当しか収入のない障害者の場合は民間の家賃を払って暮らしていくことは不可能です。しかたなく生活保護に頼るか、地域生活を断念せざるを得ません。今まで入所施設から出たいと希望する障害者の多くは「仕事がないのにどうする」「お金がないのにどうする」「住む所がないじゃないか」と問われ、そのことが地域生活を非常に困難にしてきました。このような状態を打開するには公営住宅への知的障害者の単身入居を認め、他のハンディをもつ人と同じく優先入居の措置がとられることが必要と思われます。

## 8. 自立生活支援

2 ページで述べたように知的障害者が地域で生活していく場合には、行政手続の援助、金銭管理の支援、健康管理の支援、生活のプラン作りの支援、社会資源のコーディネート、就労の支援、日常生活の相談など、さまざまな支援が必要になります。

これらの支援を行う人としては、当事者団体の相談員、地域療育等支援事業のコーディネーター、地域福祉権利擁護事業の支援員、ホームヘルプサービス事業所のコーディネーター、日中活動の場の職員などが考えられますが、これらの人が行っている生活支援業務を公的な施策に位置づけ、正当な報酬（給料）が支払われるようにすべきだと考えます。

たとえば当事者が運営している「ピープルファースト」があります。障害者である前に一人間としてみてもらいたいとピープルファーストの名をつけました。施設から地域に自立する仲間を支援しつつつづきたい。そんな場が少ないじゃありませんか。

## 9. 介護保険制度について

現状の介護保険制度では、常時の介護（見守り）を必要とする知的障害者が地域で生活できる支援量は保障できません。高齢者の場合も、家族の支援が得られない要介護4又は5の利用者の多くは入所施設で生活する形になっています。介護保険制度を改善して、例えばグループホームとデイサービスを利用した地域生活が実現したとしても知的障害者が利用料の1割を負担することは困難です。（低所得者が高額介護サービス費の制度を利用した場合でも月額15000円の費用負担がある。）

(事例6)グループホームで暮らす中度知的障害者Sさん

時間	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
0							
1							
2							
3							
4							
5	生活寮				生活寮	生活寮	生活寮
6		生活寮	生活寮	生活寮			
7							
8							
9							
10							
11	デイサービス				デイサービス		
12							
13		当時者活動	当時者活動	当時者活動		移動6H	移動6H
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20	生活寮	生活寮	生活寮	生活寮	生活寮	生活寮	生活寮
21							
22							
23							
24							

<b>支援費 決定量</b>	
介護受給時間数	(一ヶ 移動60 月最大)
地域生活援助 (区分1)	31日
デイサービス (区分1)	14日

日常生活の生活費(収入)の内訳 (円)	
収入	障害基礎年金 83,025円
	福祉手当(都) 15,500円
	合計 98,525円

金銭管理、健康管理等は世話人およびコーディネーターが中心となり  
介護者が協力しながら行っている

(事例7)グループホームで暮らす重度知的障害者Dさん

時間	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
0							
1							
2							
3							
4							
5	生活寮	生活寮	生活寮	生活寮	生活寮	生活寮	生活寮
6							
7							
8							
9							
10	デイ	デイ	デイ	デイ	デイ		
11	サー	サー	サー	サー	サー	家事	家事
12	ビス	ビス	ビス	ビス	ビス	6H	6H
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20	生活寮	生活寮	生活寮	生活寮	生活寮	生活寮	生活寮
21							
22							
23							
24							

<b>支援費 決定量</b>	
介護受給時間数	(一ヶ月)
月最大)	家事60
地域生活援助 (区分1)	31H
デイサービス	区分1 最大月23回

日常生活の生活費(収入)の内訳 (円)		
収入	障害基礎年金	83,025
	福祉手当(都)	15,500
	特別障害者手当	26,780
	合計	125,305

金銭管理、健康管理等は世話人およびコーディネーターが中心となり  
介護者が協力しながら行っている